

九州電力(株)川内原子力発電所3号機増設計画に係る 環境影響評価方法書に対する勧告について

平成18年2月27日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価方法書について、九州電力(株)に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所: 鹿児島県薩摩川内市久見崎町及び寄田町
- ・原動力の種類: 原子力
- ・出 力: 150万kW級
- ・型 式: 加圧水型原子炉(改良型PWR)

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成17年 8月30日
住民等意見の概要受理	平成17年11月10日
知 事 意 見 受 理	平成18年2月6日(鹿児島県)

問合せ先: 電力安全課 高取、金子
電話03 - 3501 - 1742(直通)
03 - 3501 - 1511(代表)
4921(内線)

【九州電力株川内原子力発電所3号機増設計画に対する勧告内容】

1. 環境影響評価項目について

公有水面の埋立工事に用いる土砂については、あらかじめ溶出試験を実施し、その結果有害物質が水質に影響を及ぼすおそれがある場合は、造成等の施工による一時的な影響に伴い排出される有害物質を評価項目として追加することを検討すること。

2. 調査、予測及び評価手法について

(1) 工事の実施に当たっては、作業船等の船舶から排出される窒素酸化物による大気質への影響が考えられることから、建設機械の稼働に伴い排出される窒素酸化物について、作業船等の船舶による影響についても考慮した予測及び評価を行うこと。

(2) 地形改変及び施設の存在に伴う動物への影響評価において、カラフトワシについては鳥類相の中で調査を行うこととしているが、国内での越冬が珍しく市民や野鳥愛好家から注目されている貴重な鳥であることから、地形改変及び施設の存在に伴う影響に加え、工事用資材等の搬出入に伴う影響が懸念される場合は、予測及び評価を行うこと。

(3) 対象事業実施区域及びその周辺には、ウミガメの上陸・産卵の記録があることから、地形改変及び施設の存在に伴うウミガメへの影響について、適切な調査を実施した上で予測及び評価を行うこと。